

愛知県営工業用水道 利用の手引き



21世紀の愛知の産業をサポートします。



愛知県

Contents

- 1 給水区域
- 2 給水のあらまし
- 3 料金のしくみ
- 4 ご利用にあたり必要となる費用
- 5 給水開始までの手続き
- 6 受水施設一般図
- 7 受水施設工事施工に関してのお願い

1 給水区域

愛知県では、尾張工業用水道、愛知用水工業用水道、西三河工業用水道、東三河工業用水道の4事業を運営しており、県内32市町村の区域に工業用水を供給しています。



尾張工業用水道

一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市（H17.7.6における旧清洲町の区域）、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 **8市2町1村**

愛知用水工業用水道

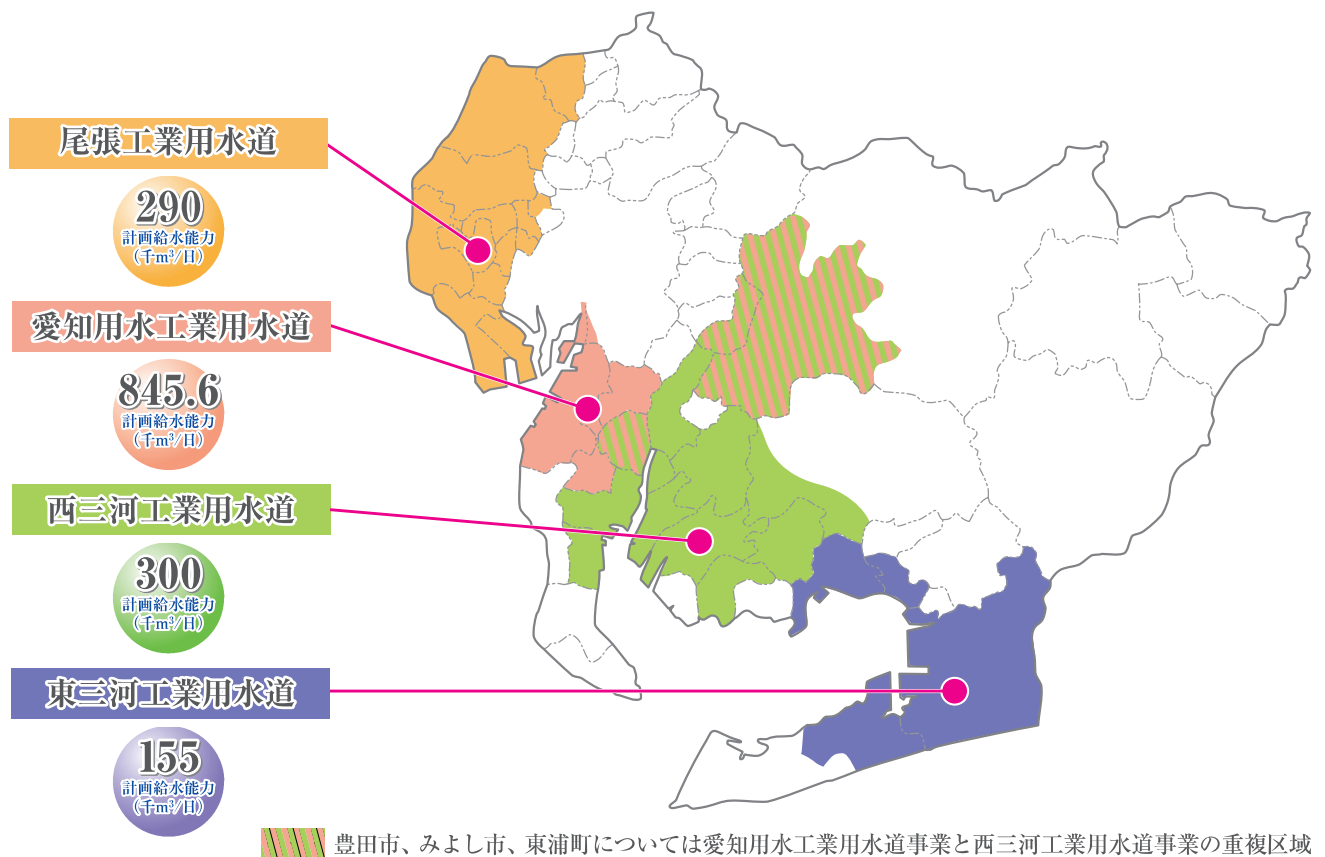
名古屋市港区のうち堀川以東の区域及び南区のうち東海道本線以西の区域、豊田市（H17.3.31における豊田市の区域）、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町 **6市2町**

西三河工業用水道

岡崎市のうち矢作川以東で一般国道1号以南及び矢作川以西の区域、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市（H17.3.31における豊田市の区域）、安城市、西尾市（H23.3.31における西尾市及び旧吉良町の区域）、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 **9市3町**

東三河工業用水道

豊橋市、蒲郡市、田原市（H15.8.19における旧田原町の区域）、豊川市（H20.1.14における旧御津町の区域）
4市 ※ 市町村名は、R2.4.1現在の市町村名を記載しています。



2 給水のあらまし

愛知県では、以下の事業制度により工業用水を供給しています。

工業用水の利用用途

- 工業用水は製造業（物品の加工、修理業を含む）等の事業所でご利用いただけます。
- また、工業用の他にも、雑用水として、下水処理場、ゴミ焼却場、運送センター、公園、植物工場などでもご利用いただける場合がありますので、ご利用をご検討の際は、お気軽にご相談ください。

供給規程

- 工業用水道事業法に基づく供給規程は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」及び「愛知県工業用水道給水規程」が該当します。
- また、令和2年4月1日より、供給規程は、民法に基づく定型約款に該当します。

水質・水圧

次の基準に従い工業用水を供給いたします。

項 目	基 準
濁 度	15度以下
水素イオン濃度	pH値6.0以上7.5以下
水 圧	0.05メガパスカル以上（敷地境界）

給水申し込み

- お客様は、24時間均等の受水を基本として、1時間当たり受水量（単位：立方メートル）を定めて県へ申し込みをしていただき、県の給水の承認を受けた水量（以下「契約水量」という。）を受水していただくことができます。
- 工業用水道は、お客様からの申し込みを受け、施設整備を行いますので、工業用水の利用を取りやめたり、契約水量を減量したりすることは、原則としてできません。
また、使用の有無に関わらず、給水承認しました給水開始年月日から料金が発生します。
- 合理的な施設整備を図るため、将来的に受水量を増量する予定がある場合は、将来水量を見込んだ申し込みとしてください。段階的な増量を約束する段階的受水契約は、原則的に認められません。

料金制度

- お客様の使用水量に関係なく契約水量に応じて料金を支払っていただく「責任水量制」を採用しております。（料金制度の詳細については3ページをご覧ください。）

受水施設

- 工業用水をご利用いただくためには、お客様が事業所内で工業用水を受水するための受水槽と使用された工業用水の水量を測定するための量水器が必要です。
- 受水槽は、お客様で設置していただきます。必要な容量は、契約水量の2時間分以上です。
- 量水器は、お客様の用地内に県が設置いたしますが、設置費用はお客様に負担していただきます。（受水施設の詳細については6～9ページをご覧ください。）

3 料金のしくみ

料金は、お客様の使用水量に関係なく契約水量に応じた料金をお支払いいただきます。また、料金は、基本料金、超過料金及び消費税・地方消費税分加算料金の合計です。毎月計算した額を翌月の25日（休日又は土曜日に該当する場合は、これらの日の翌日）までにお支払いいただきます。

料金体系



計算式

$$\frac{\text{契約水量 (m}^3\text{/時)} \times 24 \text{ (時)} \times \text{その月の日数} \times 1\text{m}^3\text{あたり基本料金}}{\text{給水の承認を受けた1時間あたり契約水量}}$$

給水の承認を受けた1時間あたり契約水量

+



計算式

$$\frac{\text{その月の超過水量} \times 1\text{m}^3\text{あたり超過料金}}{\text{契約水量 (瞬時流量) を超えて受水した水量}}$$

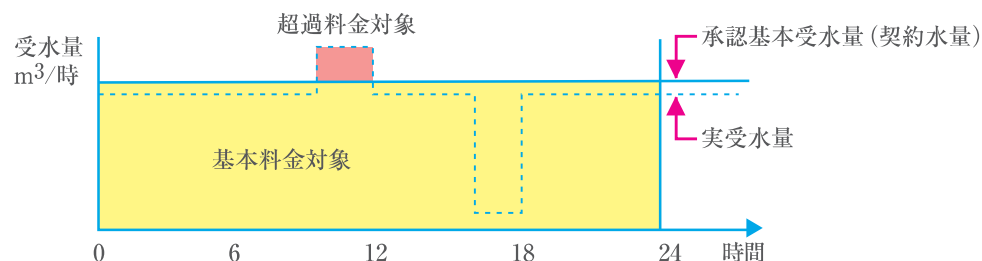
契約水量 (瞬時流量) を超えて受水した水量

+



計算式

$$(\text{基本料金} + \text{超過料金}) \times \text{消費税・地方消費税率}$$



工業用水道別1立方メートル当たり料金表

工業用水道の区分	基本料金 (円)	超過料金 (円)
尾張工業用水道	30	60
愛知用水工業用水道	29.5	59
西三河工業用水道	32	64
東三河工業用水道	32	64

料金計算例 (1か月(31日)分)

1時間あたり13m³(日量312m³)の契約水量で西三河工業用水道を利用する場合

- ① 基本料金 $13 \text{ (m}^3\text{/時)} \times 24 \text{ (時)} \times 31 \text{ (日)} \times 32 \text{ (円/m}^3\text{)} = 309,504 \text{ 円}$
- ② 消費税・地方消費税分加算料金 $309,504 \text{ 円} \times \frac{10}{100} = 30,950 \text{ 円}$
- ③ 合 計 $= 340,454 \text{ 円}$

4 ご利用にあたり必要となる費用

お客様が必要とされる工業用水を受水していただくためには、次のような費用の負担が必要となります。



量水器設置負担金

- お客様の事業所内の受水施設のうち量水器の設置については、県が施行しますが、設置費用はお客様の負担となります。
- なお、量水器は県の所有になり、県が維持管理を行います。

施設の建設費用

● 工業用水の場合

本県工業用水道事業においては、給水するために必要となる施設の建設資金を料金で回収することを原則としています。

しかしながら、長距離の配水管の建設が必要な場合など、この建設費用が料金で回収できないことがあります。料金で回収できない建設費用は、**協力金**としてお客様に負担していただきます。

協力金は、申し込みいただいた地域の、浄水場の設備や配水管の幹線等の建設費用が料金で回収できない場合に負担していただく**地域協力金**と、分岐管建設費用が料金で回収できない場合に負担していただく**分岐管協力金**の二種類があります。

● 雑用水の場合

地域協力金のご負担は工業用水と同様ですが、雑用水は工業用水道事業法上の供給対象ではなく暫定供給扱いとなるため、分岐管建設費用については、費用の全額をお客様に負担していただきます。



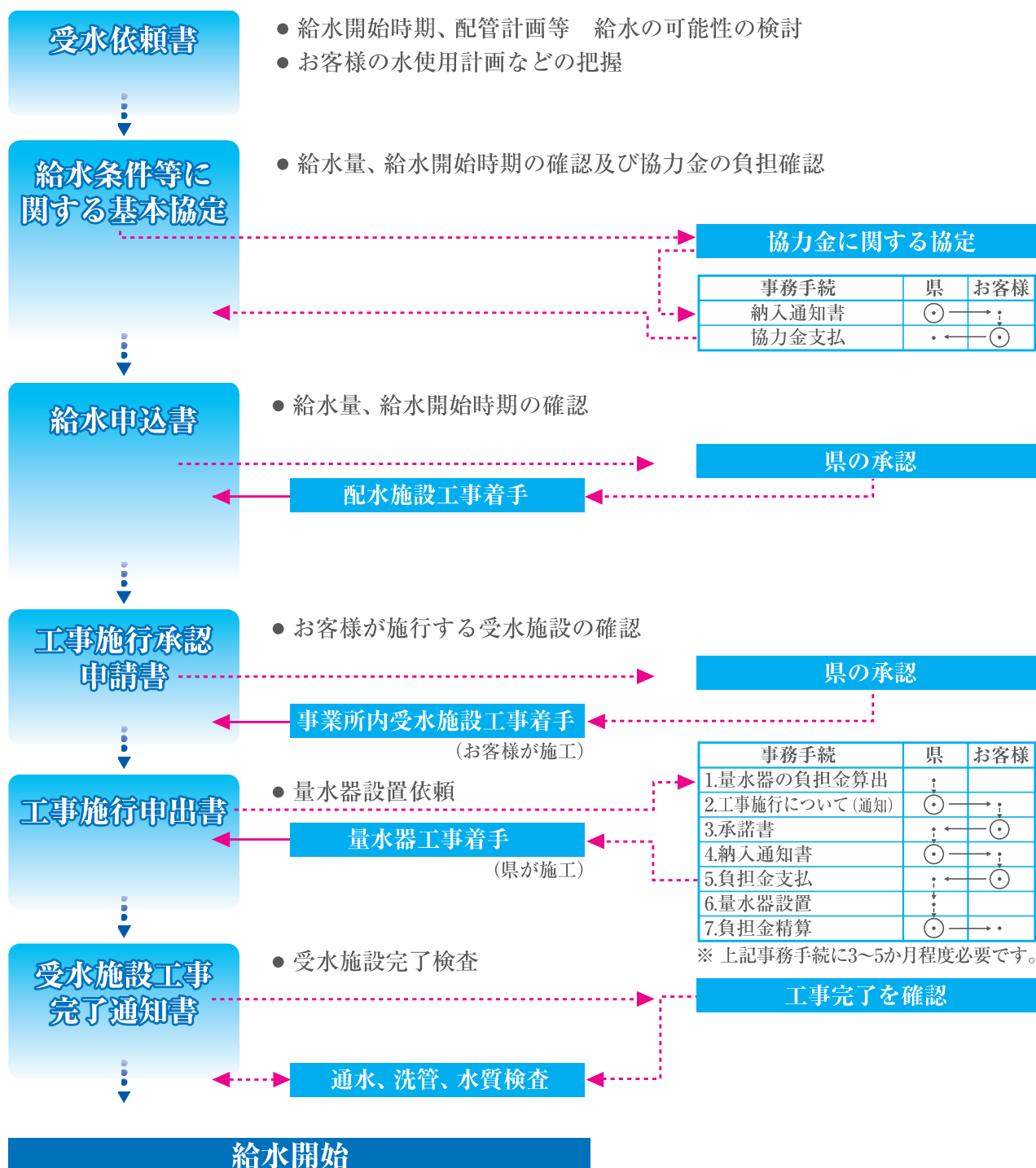
お客様にご負担いただく費用は、受水事業所の所在地、受水量、業種等により大きく変わりますので、所管水道事務所の窓口までお気軽にお問い合わせください。

連絡先は裏表紙をご覧ください。

5 給水開始までの手続き

ご利用にあたっては、次のような書類手続が必要となります。

給水開始までには、お客様の事業所の所在地及び給水量により2～3年を要する場合がありますので、お早めに申し込みください。



提出書類等の取扱いは、すべて所管水道事務所が窓口です。

6 受水施設一般図

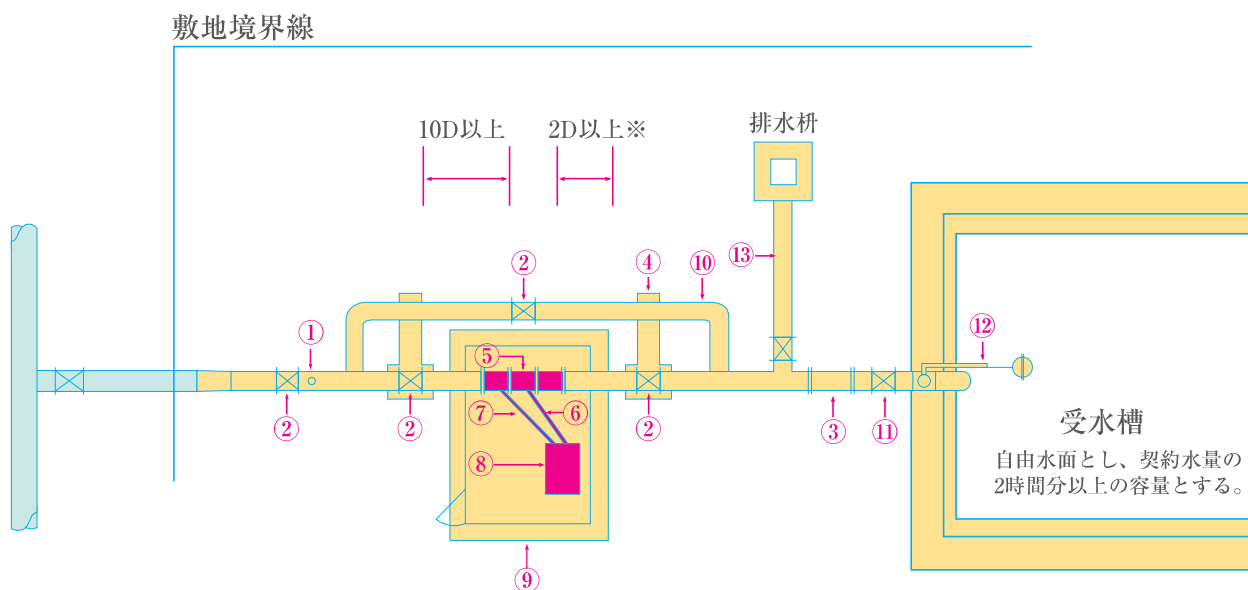


工業用水配水管
(県が管理)

工事施行申出書
(県が管理)

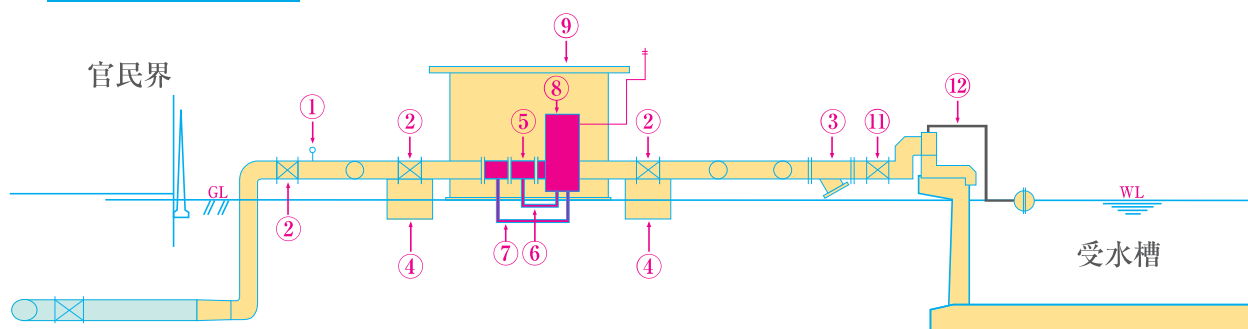
工事施行承認申請書
(お客様が管理)

平面図 (地上式)



※水道メーター前後の配管は、前部でメータ口径の10倍以上、後部で2倍以上の直管区間を設けてください。

断面図 (地上式)



配水施設

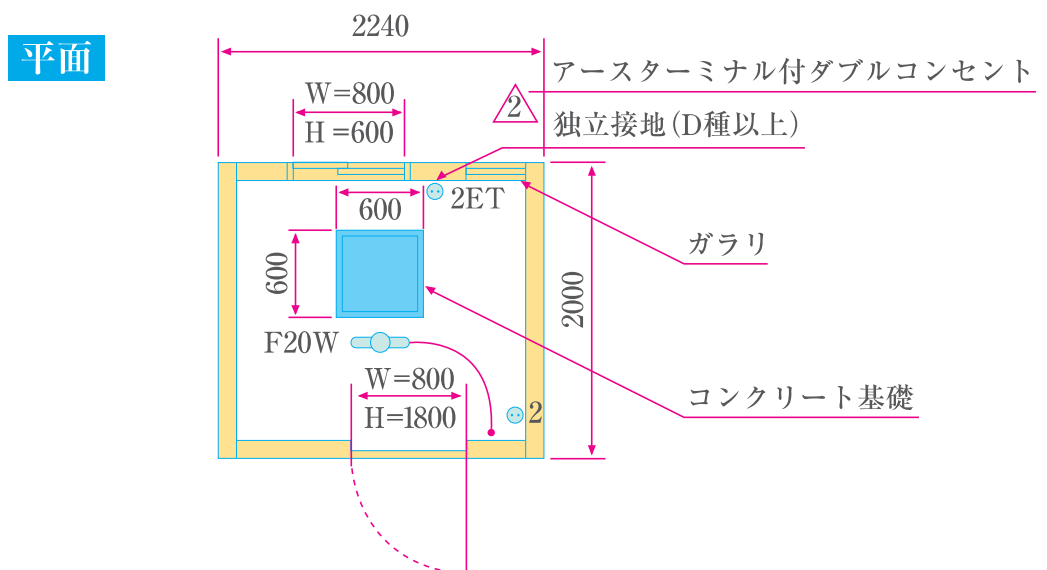
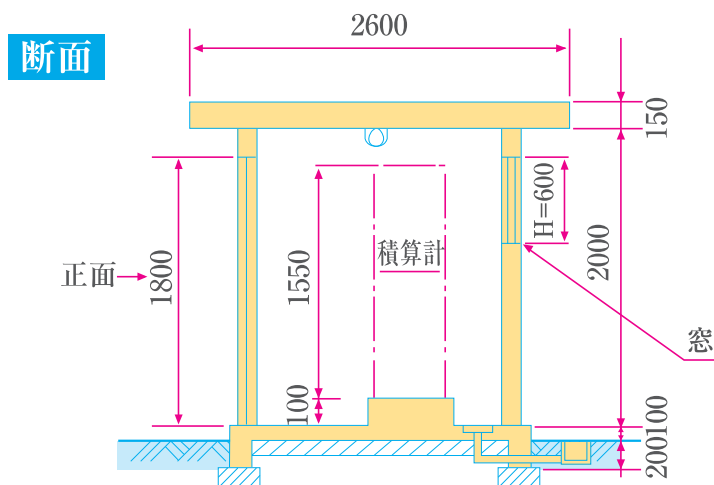
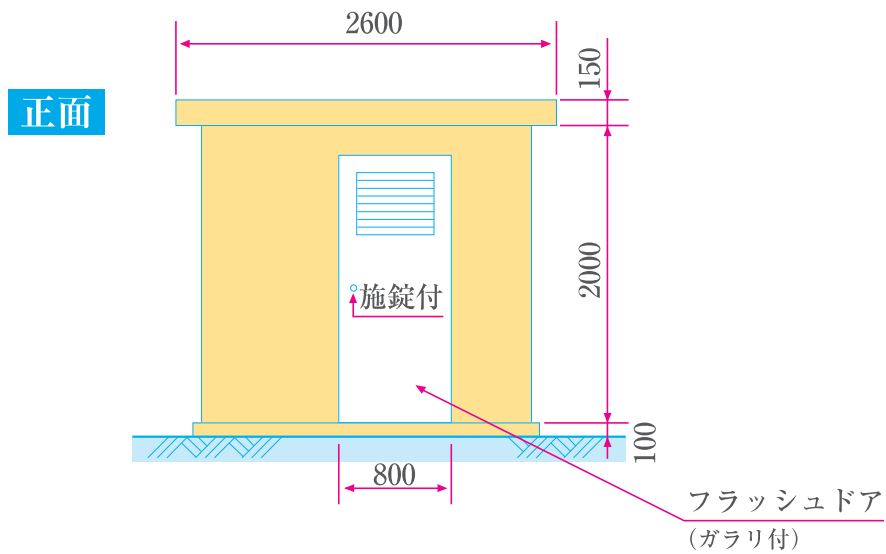
受水施設

(県が管理します。) (量水器(⑤,⑥,⑦,⑧)以外はお客様の施設としてお客様に管理していただきます。
管理が不十分な場合は受水に支障が生じる可能性がありますので、適切な管理をお願いします。)

① 空気弁	② 制水弁 (ソフトシール丸ハンドルタイプ)	③ ストレーナー (必要に応じて)	④ 受台
⑤ 水道メータ	⑥ ケーブル	⑦ 導圧管	⑧ 積算計
⑨ 量水器室	⑩ バイパス管	⑪ 流量調整弁	⑫ フロート弁
⑬ 排水管 (メータより下流側)			

量水器室見取図

※一般例ですので、大きさ等はお相談ください。



7 受水施設工事施工に関してのお願い

量水器室

- 1 量水器室は、振動のない通風採光のよいところを選び、窓、換気ガラリ、排気孔及び施錠できる戸を設けてください。(高圧線付近を避けてください。)
- 2 計器据付にあたって、水道メータと積算計を結ぶケーブル用及び導圧管用の配管 (VPφ75) を2本設置してください。
- 3 室内には電灯照明設置と、積算計の測定用として常時使用するためのAC100Vの専用回路引込線 (コンセント2個) を設けてください。(電力料金はお客様の負担となります。)
また、積算計の機能保持のため、事業所の休日や設備点検時等において、長時間 (5時間以上) 電力供給が止まることがないようにしてください。
やむを得ず長時間電力供給が止まる場合は、必ず事前に所管水道事務所に相談してください。
- 4 絶縁抵抗測定や絶縁耐圧試験の実施により、水道メータや積算計が壊れることがあります。
これら試験等を行う場合は、必ず事前に所管水道事務所に相談してください。
- 5 量水器のアースを接続できるよう端子又はアース線を引込むための配管を設けてください。
- 6 水道メータの接続部フランジはJIS G5527としてください。
- 7 水道メータをやむを得ず地下に設置する場合は、別途、地下式水道メータ室を設置してください。
この場合、水道メータ室は鉄筋コンクリート造りとし、天蓋は縞鋼板を用い、コンクリートに埋め込まれたコーナー金枠にはめ込める構造としてください。また、室内には排水ピットを設けてください。

場内配管

- 1 耐食性、耐候性があり、凍結等にも耐えうる材質の管を使用し、鋼管を使用する際は、内外面塗装を必ず施してください。(内面塗装は水道用としてください。)
場内配管が劣化し漏水が発生すると、水圧が低下し、受水の妨げになると共に周囲の受水事業所へ影響を及ぼす可能性があります。
ダクタイル鋳鉄管、水輸送用塗覆鋼管、ステンレス鋼管、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン管を使用することをお勧めします。(ポリエチレン管を露出配管で使用する場合は、紫外線対策を行ってください。)
なお、異種金属を接続する場合は、絶縁継手を使用する等、腐食が生じないよう対策を講じてください。
また、場内配管は県の配水管と同一口径としてください。

- 2 水道メータ前後の配管は、前部でメータ口径の**5倍以上**（各種弁が上流にある場合は**10倍以上**）、後部で**2倍以上**の、途中に弁等の設備のない直管区間を設けてください。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプなどを受水装置に**絶対に直結しないでください。必ず自由水面にしてください。**
- 4 水道メータ前後の配管には、制水弁を設けバイパス管（制水弁が必要）を設けてください。
なお、バイパス部の制水弁は県において封印しますので、**丸ハンドル付きのもの**としてください。
- 5 水道メータと、受水槽間には、排水管を設けてください。
なお、口径は本管と同一とすることをお勧めします。
- 6 水圧変動に対して、お客様側で対応できるよう、定流量弁等で流量調整されることをお勧めします。
- 7 できる限り損失水頭のないよう配慮し、敷地境界において保証水圧（0.05Mpa）ぎりぎりとなった場合でも受水の障害とならないよう計画してください。
- 8 埋設配管の場合、重量物が通る場所においては、土被り**0.6m以上**を確保してください。
また、地上配管の場合は、凍結防止を検討してください。
- 9 工業用水は浄水場においてろ過は行っていないため、必要に応じてお客様側でストレーナーを設置してください。
- 10 配管の凸部には、必要に応じて空気弁を設けてください。

受水槽

- 1 受水槽は堅固な構造とし、**契約水量の2時間分以上の貯水が可能な容量**としてください。
（お客様の水利用計画から均等受水が可能となる受水槽容量を決定していただくことで、合理的な水使用が図れます。）

その他

- 1 場内工事を行う前に施工方法、工程等について工事現場責任者と共に所管水道事務所と打合せを行ってください。
- 2 工事完了後、完了通知書及び竣工写真を所管水道事務所長に提出して検査を受けてください。
- 3 量水器の点検や工業用水の水質確認のために、県職員等が、事務所敷地内に立ち入ることがあります。

お気軽にどうぞ。



工業用水の受水について ご相談・お問い合わせ窓口

尾張工業用水道事業

尾張水道事務所 配水課 配水グループ

〒491-0917 一宮市昭和3-3-28

TEL (0586) 45-1170 (直通)

E-mail owari-suido@pref.aichi.lg.jp

愛知用水工業用水道事業

愛知用水水道事務所 配水課 配水グループ

〒477-0031 東海市大田町下浜田164-5

TEL (0562) 33-2282 (直通)

E-mail aichi-suido@pref.aichi.lg.jp

愛知用水水道事務所 尾張旭出張所 維持課
送水・配水グループ

〒488-0082 尾張旭市旭ヶ丘町森35

TEL (0561) 53-3610 (直通)

E-mail aichi-suidoasahi@pref.aichi.lg.jp

西三河工業用水道事業

西三河水道事務所 配水課 配水グループ

〒446-0072 安城市住吉町茅原8-2

TEL (0566) 98-5652 (直通)

E-mail nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

東三河工業用水道事業

東三河水道事務所 配水課 送水・配水グループ

〒440-0012 豊橋市東小鷹野2-9-1

TEL (0532) 61-2839 (直通)

E-mail higashimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

全事業

企業庁水道部水道事業課 工水維持グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

TEL (052) 954-6685 (直通)

E-mail kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

なお、県営工業用水道の情報はインターネットでご覧いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-suiji/>

令和6年8月作成